

船家児相第 83 号
令和 7 年 4 月 23 日

様

船橋市長 松戸 徹
(公 印 省 略)

要保護児童等を発見した際の通告等対応について (通知)

日頃から、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

児童虐待の防止に関する法律では、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定められています。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所、市町村等に通告しなければならない、とされています。

児童虐待を防ぐためには、児童と日々の接点を有する関係機関の皆様からの情報が大変重要であり、その情報をもとに児童等の適切な援助に繋げることができます。

つきましては、これまでもご対応いただいているところですが、下記 2 項目の対応について通知させていただきますので、ご確認いただきご協力のほど宜しくお願い致します。

なお、関係資料等(「船橋市子ども虐待対応マニュアル」及び子ども家庭庁発出「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」)についても共有させていただきますので、併せて確認していただきますようお願い致します。

令和 8 年 7 月の市児童相談所の開設に向け、更なる連携強化を図りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

記

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通告

関係機関の皆様には、要保護児童等について定期的な情報提供をお願いしておりますが、それに加え、不自然な傷や痣、理由不明又は連絡のない欠席が続く、児童等から虐待についての証言が得られた等、児童虐待の兆候を把握した際は、速やかに通告先に通告、情報提供をお願い致します。

《通告先》 ※船橋市子ども虐待対応マニュアル P11

●虐待や虐待が疑われる子どもに気づいた場合

船橋市家庭児童相談室 ☎ 047-409-3469
(月～金 9:00～17:00)

●緊急の場合・生命に危険がある重度の虐待の場合

千葉県市川児童相談所 船橋支所 ☎ 047-420-1600
(月～金 9:00～17:00)

※時間外は

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189(いちはやく)通話料無料
船橋警察署(生活安全課) ☎ 047-435-0110
船橋東警察署(生活安全課) ☎ 047-467-0110
※緊急時は110番

《虐待の疑いのある子どもを見つけたら…》

虐待の確証がなかったり、保護者との関係悪化が不安だったりする際も、ためらわずご連絡をお願い致します。

子どもの身体に不自然な傷・痣を発見した場合は、可能な限り写真で記録してください。事情により、写真が取れない場合は図や絵に描くなどして、傷・痣の大きさ(何cm)、色、手当てをされているかなどについて記録を残してください。※船橋市子ども虐待対応マニュアル P16

撮影した写真等は家庭児童相談室にメール等で共有をお願い致します。

(不自然な傷・痣)

- ・外部から目視できる部分だけではなく、見えにくいところ(こめかみ、耳、腹部、背中、ふともも、陰部など)にある外傷

(写真で記録)

- ・できれば、外傷の大きさがわかるように、大きさの基準となるもの(定規など)と一緒に撮影
- ・全体像(身体のどこに傷等があるかわかる)＋外傷のクローズアップ

2 個別ケース検討会議への参加

必要に応じ、要保護児童及び DV 対策地域協議会の個別ケース検討会議に出席をお願いする場合があります。出席依頼があった場合は、お忙しいところ申し訳ございませんが、参加いただくようお願い致します。

(個別ケース検討会議)

- ・個別の要保護児童等について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適宜開催される。

(問合せ先)

船橋市 こども家庭部 児童相談所開設準備課

家庭児童相談室 Tel 047-409-3469

E-Mail kajisou2784@city.funabashi.lg.jp